

件 名

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令について

提案理由

教育局等の職員の勤務時間に関する規程について、別紙のとおり一部を改正したいので審議願います。

概 要

1 現行訓令の内容

県教育局及び県立教育機関（県立学校を除く。）に勤務する職員の勤務時間について必要な事項を定めるもの。

2 改正の内容

在宅勤務を行う職員のうち、教育長の指定するものの勤務時間及び休憩時間については、教育長が別に定めることとする。

3 施行期日

令和4年1月1日

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

教育局等の職員の勤務時間に関する規程（昭和四十年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

8 在宅勤務（職員の住居等における勤務をいう。）を行う職員のうち、教育長の指定するものの勤務時間及び休憩時間については、第一条及び別表（休憩時間に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、教育長が別に定める。

附則

この訓令は、令和四年一月一日から施行する。

改正案	現行
<p>第一条～第三条 (略)</p> <p>附 則 1～7 (略)</p> <p><u>8 在宅勤務(職員の住居等における勤務をいう。)を行う職員のうち、教育長の指定するものの勤務時間及び休憩時間については、第一条及び別表(休憩時間に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、教育長が別に定める。</u></p>	<p>第一条～第三条 (略)</p> <p>附 則 1～7 (略) (新設)</p>